

「さんぱりお」使用要領

○使用までの開始のフロー

- 1 お申込み（申請書の提出）
↓ ↓
- 2 内容確認・使用承認（使用承認書の通知）
↓ ↓
- 3 使用開始

○使用料 無料

○使用時間 午前8時から午後8時までとする
※ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを変更することができる。

○申請について

- 1 事前に「「さんぱりお」広場使用承認申請書」の提出をしてください。
 - 2 内容を審査し、適当と認めるときは、「「さんぱりお」使用承認書」により、通知します。
(変更があった場合)
 - 1 承認を受けた内容の変更をしようとするときは、「「さんぱりお」使用承認（変更・取消）申請書」を提出してください。
 - 2 内容を審査し、適当と認めるときは、「「さんぱりお」使用承認書」により、通知します。
- ※ 適正な活用のために必要があるときは、条件を付し又は指示をした上で承認をすることがあります。

○活動の種類

次のいずれかに該当する場合について、使用を承認します。

- 1 マルシェ、物産展等の不特定多数の者の飲食、買物等の場の用に供すること
- 2 パフォーマンス等の不特定多数の者を対象に興行を行うこと。
- 3 公告物又はこれに類する物の表示及び情報発信を行うこと。
- 4 展示会、イベントその他これらに類する催しを行うこと。
- 5 前各号に掲げるもののほか、その活動が適当であると市長が認めるもの。

○使用の制限

次のいずれかに該当するときは、使用を承認しません。

- 1 公の秩序又は善良の風俗を害するとき、又はそのおそれがあるとき。
- 2 伊東市のイメージを損なうおそれがあるとき。
- 3 政治的又は宗教的活動に利用しようとするとき。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- 5 「さんぱりお」の管理及び運営上支障があると認めるとき。
- 6 前各号に掲げる場合のほか、市長が「さんぱりお」の使用を不適當と認めるとき。

○遵守事項

- 1 使用目的以外の用途に使用しないこと。
- 2 近隣住民への迷惑行為にならないよう配慮すること。
- 3 「さんぱりお」に危険物を持ち込まないこと。
- 4 当該活動に係る参加者の整理及び安全確保を行い、「さんぱりお」の周辺の歩行者及び車両の通行を妨げないよう配慮すること。
- 5 第三者とのトラブル及び事故は、使用者が責任をもって処理し、又は解決すること。
- 6 「さんぱりお」を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- 7 「さんぱりお」の使用に際し、必要に応じて消防署、警察署、保健所等へ適正な届出等を行うこと。
- 8 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

○原状回復の義務

- 1 使用者は、使用が終わったとき、又は使用の承認を取り消されたときは、直ちに「さんぱりお」を原状に回復してください。ただし、市長の承認を得たときは、この限りではありません。
- 2 使用者が原状回復義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用は、市長が使用者から徴収します。

○損害賠償の義務

故意又は過失により、「さんぱりお」の設備、備品とその他の物件を損傷し、又は滅失したものは、直ちに市長に届け出るとともに、市長が相当と認める損害の額を市に賠償しなければなりません。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではありません。